三　その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ロ　［略］

（信用金庫代理業の許可の審査）

第百四十三条　金融庁長官等は、法第八十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

［一～三　略］

四　申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

［イ・ロ　略］

ハ　拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

［ニ～チ　略］

［五～七　略］

別紙様式第24号（第170条の２の30第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　月　日提出

業務に関する報告書

第　期（年　月　日から　年　月　日まで）

金融庁長官　殿

提出者　（郵便番号　　）
所在地
電話番号（　　）　　―
商号又は名称
代表者又は管理人の役職氏名

目　次

［１～13　略］

（記載上の注意）

［１．・２．　略］

［１～12　略］

13　その他特記事項

［表略］

（記載上の注意）

指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が拘禁刑以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となつた場合等に、その概要を記載すること。

三　［同上］

イ　禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ロ　［同上］

（信用金庫代理業の許可の審査）

第百四十三条　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

［ニ～チ　同上］

［五～七　同上］

別紙様式第24号（第170条の２の30第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　月　日提出

業務に関する報告書

第　期（年　月　日から　年　月　日まで）

金融庁長官　殿

提出者　（郵便番号　　）
所在地
電話番号（　　）　　―
商号又は名称
代表者又は管理人の役職氏名

目　次

［１～13　同左］

（記載上の注意）

［１．・２．　同左］

［１～12　同左］

13　その他特記事項

［同左］

（記載上の注意）

指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が禁錮以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となつた場合等に、その概要を記載すること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。